

◎新潟県教育委員会告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県奨学金の返還に係る未収金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年12月6日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博

- 1 委託を受けた者
東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
弁護士法人 一番町総合法律事務所
- 2 委託した事務の範囲
新潟県奨学金の返還に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務
- 3 委託期間
平成28年11月1日から平成31年3月31日まで